

ノートルダム清心女子大学学則（案）

第1章 目的と建学の精神

(目的)

第1条 本学は、キリスト教精神に基づいて、女子学生に広い教養を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、誠実で有能な眞の自由人の育成を目的とする。

(建学の精神)

第1条の2 本学は、19世紀初頭、キリスト教教育を子女に行うことを目的にして、フランスで創設されたカトリックの教育修道会、ナミュール・ノートルダム修道女会（Sisters of Notre Dame de Namur）を設立母体としている。本学の建学の精神は、修道会創始者聖ジュリー・ビリアート（St. Julie Billiart）のキリスト教世界観を基底とした教育信念に基づく「心を清くし 愛の人であれ（Purify your heart and be a person of love）」にある。

第2章 自己点検及び評価等

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関する規則は、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果については、本学の教職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載等により積極的に情報を提供するものとする。

第3章 大学の組織

第3条 本学に文学部、人間生活学部、国際文化学部及び情報デザイン学部を置く。

2 文学部に英語英文学科、日本語日本文学科及び現代社会学科を、人間生活学部に人間生活学科、児童学科及び食品栄養学科を、国際文化学部に国際文化学科を、情報デザイン学部に情報デザイン学科を置く。

3 人間生活学部に児童臨床研究所を置く。児童臨床研究所に関する規程は、別に定める。

第3条の2 各学部・学科における人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表1、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。

第3条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に文学研究科及び人間生活学研究科を置く。大学院学則は、別に定める。

第4条 本学に附属図書館を置く。附属図書館に関する規則は、別に定める。

第5条 本学にキリスト教文化研究所を置く。キリスト教文化研究所に関する規則は、別に定める。

第5条の2 本学に英語教育センターを置く。英語教育センターに関する規則は、別に定める。

第5条の3 本学に生涯学習センターを置く。生涯学習センターに関する規則は、別に定める。

第5条の4 本学に地域連携・SDGs推進センターを置く。地域連携・SDGs推進センターに関する規則は、別に定める。

第5条の5 本学に产学連携センターを置く。产学連携センターに関する規則は、別に定める。

第5条の6 本学に国際交流センターを置く。国際交流センターに関する規則は、別に定める。

第5条の7 本学にインクルーシブ教育研究センターを置く。インクルーシブ教育研究セ

ンターに関する規則は、別に定める。

第4章 学長及び教職員組織

- 第6条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。
- 2 本学には、前項のほか、副学長、学部長及び附属研究所等の長並びに技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 学長は、全学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
 - 6 教職員の職制に関する規則は、別に定める。

第5章 教授会及び評議会

第7条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、副学長及び教授をもって構成する。ただし、必要のある場合は、その他の教職員を加えることができる。

- 2 教授会の運営その他に関する規程は、別に定める。

第8条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、学長に意見を述べる。

- (1) 学則及び規程に関する事項
- (2) 研究及び教授に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 休業日に関する事項
- (5) 学生の入学、休学、復学、退学、再入学、学士入学、除籍、編入学、転入学、転学、転学部、転学科、留学及び卒業に関する事項
- (6) 学生の学業成績、進級及び試験に関する事項
- (7) 学位の授与に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 学生の厚生補導に関する事項
- (10) 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- (11) 学長が諮問する事項
- (12) その他必要事項

第9条 本学に評議会を置く。評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、その他学長が必要と認めた教職員をもって構成する。

- 2 評議会の運営その他に関する規則は、別に定める。

第10条 評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、学長に意見を述べる。

- (1) 教授、准教授、講師、助教及び助手の資格審査に関する事項
- (2) 学部、学科及び専攻の新設又は改廃に関する事項
- (3) 諸施設の新設又は改廃に関する事項
- (4) 学長が諮問する事項
- (5) その他必要事項

第6章 学生の収容定員及び修業年限

第11条 本学の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文 学 部	英語英文学科	90人	360人
	日本語日本文学科	70人	280人
	現代社会学科	70人	280人

人間生活学部	人間生活学科	80人	320人
	児童学科	130人	520人
	食品栄養学科	80人	320人
国際文化学部	国際文化学科	100人	400人
情報デザイン学部	情報デザイン学科	90人	360人

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第7章 学年、学期及び休業日

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第14条 学年を次の2期に分ける。

第1期 4月1日から9月30日まで

第2期 10月1日から翌年3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 創立記念日（12月8日）

(4) 夏季休業日（8月1日から9月30日までの日）

(5) 冬季休業日（12月20日から翌年1月6日までの日）

(6) 学年末休業日（3月15日から3月31日までの日）

2 休業日は、教授会の議を経て、変更することができる。

3 学長は、前2項に定めるほか、臨時の休業日を定めることができる。

第8章 入学、休学、復学、退学、再入学、学士入学、除籍、編入学、転入学、転学、転学部、転学科及び留学

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第18条 入学を希望する者は、所定の検定料を添えて、入学志願書及び出身学校長から提出する調査書を所定の期日までに提出しなければならない。

第19条 入学者の選考は、選抜試験の結果に基づいて、教授会の議を経て行う。

第20条 選抜試験に合格し、所定の期日までに本学則に規定する納入金を納め、保証人連

署の誓約書を提出したものに対して、入学を許可する。

第21条 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

2 本学が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

3 学生が、保証人を変更しようとするときは、直ちに届け出なければならない。また、保証人が、住所又は氏名を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

第22条 病気その他の理由により、2か月以上修学できない者は、保証人連署の上、事由を具して休学を願い出ることができる。

2 理由が病気である場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第23条 休学の期間は、第12条に規定する在学期間に算入せず、通算して2年を超えることができない。

第24条 休学期間中であっても、休学の理由が消滅した場合には、学長の許可を得て、復学することができる。

第25条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第26条 前条により退学した者が、2年以内に再び入学を希望した場合は、教授会の議を経て、退学時の相当年次に再入学を許可することができる。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 死亡した者

(2) 学費を滞納した者

(3) 第12条第2項に定める在学年限を超えた者

(4) 休学の期間が2年を超えた者

2 前項第2号によって除籍された者については、学費未納の当該期間の履修科目は抹消される。

3 第1項第2号によって除籍された者が、2年以内に、未納分の学費を納入した場合は、除籍決定日に遡って、扱いを退学と変更できる。なお、この場合においても、抹消された履修科目は復活しない。

(編入学)

第28条 学士の学位を有する者が、本学への編入学を希望するときは、選考の上、教授会の議を経て、編入学を許可することができる。

2 短期大学を卒業した者が、本学への編入学を希望するときは、選考の上、教授会の議を経て、編入学を許可することができる。

3 編入学の取扱いに関する規程は別に定める。

(転入学)

第29条 他の大学に在学している者、国外の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該国・地域の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）が、本学に転入学を願い出たときは、選考の上、教授会の議を経て、転入学を許可することができる。

2 他の栄養士養成施設の在学者で、卒業に必要とする履修科目を本学食品栄養学科において履修することが可能であると認められた者は、転入学を許可することができる。

(転学)

第30条 本学から他の大学へ転学を希望する者は、本学の学長の許可を得なければならない。

(転学部・転学科)

第31条 削除

第32条 本学の学生で、他の学科に転学科（転学部を伴う場合を含む。）を志願するがある場合は、選考の上、教授会の議を経て、許可することができる。

2 転学科に関する規程は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学が教育上有益と認めるときは、国内の大学（短期大学を含む。）との協議に基づき、本学在学生が当該大学で履修することを認めることができる。

2 前項によって学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また前項によって履修した期間は、第12条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 単位の認定に関する細則は、別に定める。

5 留学に関する規程は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 単位の認定に関する細則は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第33条の第1項並びに第33条の2第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位の認定に関する細則は、別に定める。

第9章 授業科目、単位数及び履修方法

第34条 本学の授業科目は、全学共通科目、学科科目、キリスト教文化研究所開講科目及び教職等に関する科目に分ける。

第34条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより前項の授業を、多様なメディアを高度に利用し

て、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 前二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

5 本学は、大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第35条 本学における授業科目及びその単位数は、別表Iから別表IX、別表XI及びXIIまでに掲げるとおりである。

第36条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習、実技等については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(5) 卒業論文については、学修の成果を評価して所定の単位数を与える。

第37条 学生は、所属する学科によって全学共通科目、学科科目（他学科科目を含む。）、キリスト教文化研究所開講科目及び教職に関する科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。ただし、食品栄養学科の学生は139単位以上を修得しなければならない。

2 履修に関する規程は、別に定める。

第38条 削除

第38条の2 本学は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

第39条 削除

第40条 人間生活学部食品栄養学科において、栄養士の免許及び管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、栄養士法等関連法令に基づく別表IIIの3に掲げる授業科目及び単位数を修得しなければならない。

2 栄養士養成及び管理栄養士養成に関する規程は、別に定める。

3 人間生活学部食品栄養学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ようとする者は、別表IIIの3に掲げる食品衛生法等関連法令に基づく授業科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

4 食品衛生管理者養成及び食品衛生監視員養成に関する規程は、別に定める。

第40条の2 人間生活学部児童学科において、保育士資格を得ようとする者は、別に定める保育士資格取得履修要項による児童福祉法等関連法令に基づく授業科目及び単位数を修得しなければならない。

第41条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める基礎資格を取得し、かつ、所要の単位数を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりである。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
文学部	英語英文学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	外国語（英語） 外国語（英語）
	日本語日本文学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	国語・書道 国語

	現代社会学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	地理歴史・公民社会
人間生活学部	人間生活学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	家庭・福祉家庭
	児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
	食品栄養学科	栄養教諭一種免許状	
国際文化学部	国際文化学科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状	外国語（英語） 外国語（英語）
情報デザイン学部	情報デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	情報

3 本学において開設する教科、特別支援教育、栄養に係る教育及び教職に関する科目並びにその単位数は、別表IIのI、IIの2、IIの3、IIIの1、IIIの2、IIIの3、V、XI、及びXIIに掲げるとおりである。

第41条の2 文学部現代社会学科において、社会調査士の資格認定を受けようとする者は、別に定める科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

2 社会調査士の資格を得るために科目及び単位数等については、別に定める。

第42条 本学において学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程に定める科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭に関する科目及び単位数は、別表VIに掲げるとおりである。

第42条の2 本学において司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び同法施行規則に定める科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

2 司書の資格を得るために科目及び単位数等については、別表VIの2に掲げるもののほか、別に定めるところによる。

第42条の3 削除

2 削除

第43条 本学において学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

2 学芸員の資格を得るために科目及び単位数等については、別表VIIIに掲げるもののほか、別に定めるところによる。

第43条の2 本学において日本語教員養成課程修了証書の授与を受けようとする者は、日本語教員養成のための標準的な教育内容に定める科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

2 本学において開設する日本語教員養成課程に関する科目は、別表IXに掲げるもののほか、別に定めるところによる。

第43条の3 人間生活学部人間生活学科において、社会福祉士試験受験資格を得ようとする者は、別に定める履修に関する規程における社会福祉士及び介護福祉士法等関連法令に基づく授業科目及び単位数を修得しなければならない。

第10章 単位の認定

第44条 履修した授業科目の単位の認定は、試験等の成績による。

第45条 本学の試験は、授業科目試験及び卒業論文審査とに分ける。

2 削除

- 3 削除
- 4 試験に関する規則は、別に定める。
- 5 履修した授業科目の成績評価の評語は、秀、優、良、可、不可で表す。秀、優、良、可を合格とし、授業科目所定の単位数を与える。
- 6 授業への出席が当該授業科目の総授業時間の3分の2に満たない者は、単位を認定しない。その場合の成績評価の評語は放棄とする。
- 7 第33条、第33条の2及び第33条の3により単位を認定する科目的成績評価の評語は、認定とし合格の評価とする。
- 8 成績評価に対する疑義のある学生は、別に定める期日までに当該教員に申し出ることができる。
- 9 前3項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は別に定める。

第46条 削除

第11章 卒業及び学位

第47条 本学に4年以上在学し、第37条に規定する単位数を修得した者は、卒業とする。

第48条 卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の規定により授与する学士の学位は、次のとおりとする。

文学部英語英文学科	学士（英語英文学）
文学部日本語日本文学科	学士（日本語日本文学）
文学部現代社会学科	学士（現代社会学）
人間生活学部人間生活学科	学士（人間生活学）
人間生活学部児童学科	学士（児童学）
人間生活学部食品栄養学科	学士（食品栄養学）
国際文化学部国際文化学科	学士（国際文化学）
情報デザイン学部情報デザイン学科	学士（情報デザイン学）

- 3 学士の学位授与に関する規程は、別に定める。

第12章 学費

第49条 授業料等学費の額は、別表Xに掲げるとおりである。ただし、在学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生にかかる学費の免除は、別に定める。

第50条 授業料は、年2期に分け、所定の期日までに納めるものとする。ただし、願い出により分納することを認める。

第51条 学年又は学期を通して休学する場合は、当該期間に支払うべき授業料の半額を徴収する。

第52条 すでに納入した学費及びその他の納入金は、返還しない。

第13章 賞罰

第53条 学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て、これを表彰することがある。

第54条 本学教育の趣旨に背き又は学生の本分に反する行為をした者に対して、教授会の議を経て、懲戒を行う。

- 2 懲戒は、戒告、謹慎又は退学とする。
- 3 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、退学させることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力不振で成績の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

第55条 本学の授業科目について、聴講を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

第56条 本学の特定の授業科目について、単位の修得を目的として履修を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第56条の2 他の大学（外国の大学を含む。）、短期大学（外国の短期大学を含む。）又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学、当該短期大学又は当該高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第57条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、研究生として許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第59条 科目等履修生及び特別聴講学生には、別に定めるものほか、本学の学則を準用する。ただし、学則第11条、第12条、第47条及び第48条の規定は除く。

2 聴講生及び研究生には、別に定めるものほか、本学の学則を準用する。ただし、学則第11条、第12条、第45条、第47条及び第48条の規定は除く。

第15章 公開講座

第60条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の運営その他に関する規程は、別に定める。

第16章 大学寮

第61条 削除

第17章 改廃

第62条 この学則の改廃は、教授会及び評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

本学則は昭和24年4月1日から適用する。

附 則

本学則は昭和26年4月1日から適用する。

附 則

本学則は昭和30年4月1日から適用する。

附 則

本学則は昭和39年4月1日から適用する。

附 則

本学則は昭和42年4月1日から適用する。

附 則

本学則は昭和42年10月1日から適用する。ただし、第2条、第4条の2、第7条、第9条、第14条の規定は、昭和41年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本学則は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

本学則は昭和50年4月1日から施行する。ただし、第47条、第48条、第49条は、昭和50年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和51年4月1日から施行する。ただし、第48条、第49条、第50条は、昭和51年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和52年4月1日から施行する。ただし、第48条は、昭和52年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和53年4月1日から施行する。ただし、第48条、第49条、第50条は、昭和53年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和54年4月1日から施行する。ただし、別表Vの額は、昭和53年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、昭和55年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和56年4月1日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、昭和56年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和57年4月1日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、昭和57年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和60年4月1日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、昭和60年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和61年4月1日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、昭和61年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は昭和63年4月1日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、昭和63年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は平成2年4月1日から施行する。ただし、別表IからIV・VIの改正規定は、平成2年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則は平成3年9月20日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、平成4年度入学者からこれを適用する。

附 則

本学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表VIの改正規定は、平成4年度入学者からこれを適用する。また、本学則第11条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入学定員
文学部	英語英文学科		120名
	国語国文学科		90名
家政学部	家政学科		80名
	児童学科	児童学専攻 児童教育専攻	50名 70名
	食品・栄養学科	食品・栄養学専攻 管理栄養士専攻	20名 30名

附 則

- 1 本学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、第48条の規定は、平成3年度入学生からこれを適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、第43条の2の規定は、平成8年度入学者からこれを適用する。また、改正後の別表VIの規定は、平成8年文部省令第28号の附則に該当する者を除く平成9年度在学者からこれを適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 平成9年度以前の人間生活学部食品栄養学科食品栄養学専攻及び管理栄養士専攻の入学生については、それぞれ改正前の第39条及び第40条を適用し、各専攻はその専攻学生の卒業時をもって廃止する。
- 4 平成4年4月1日施行に伴う附則の一部を次のとおり改正する。

学 部	学 科	専 攻	入学定員
文学部	英語英文学科		120名
	国語国文学科		90名
人間生活学部	人間生活学科		80名
	児童学科	児童学専攻 児童教育専攻	50名 70名
	食品栄養学科		50名

附 則

- 1 本学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日施行に伴う附則の表中「国語国文学科」及び平成10年4月1日施行に伴う附則第4項表中「国語国文学科」をそれぞれ「日本語日本文学科」に改正する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、第41条第2項の改正規定は、平成12年度以前の入学者にこれを適用する。また、改正後の第43条の3の規定は、平成12年度入学生からこれを適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第42条の2の規定は、平成14年度以前の入学者にこれを適用する。
- 3 改正後の第11条の規定にかかわらず、平成15年度以降の文学部英語英文学科、日本語日本文学科、現代社会学科、人間生活学部人間生活学科、児童学科児童学専攻及び児童教育専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	収 容 定 員		
			平成15年度	平成16年度	平成17年度
文 学 部	英語英文学科		410人	380人	350人
	日本語日本文学科		300人	280人	260人
	現代社会学科		60人	120人	180人
人間生活学部	人間生活学科		310人	300人	290人
	児 童 学 科	児童学専攻 児童教育専攻	210人 270人	220人 260人	230人 250人

附 則

本学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表IIIの1及びVIの2の規定にかかわらず、本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、栄養教諭一種免許状取得に係る授業科目は、平成16年度以前の入学生についても履修することができる。
- 3 改正後の第11条の規定にかかわらず、平成17年度以降の人間生活学部食品栄養学科の収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	収 容 定 員		
			平成17年度	平成18年度	平成19年度
人間生活学部	食品栄養学科		230人	260人	290人

附 則

- 1 本学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第11条の規定にかかわらず、平成18年度以降の人間生活学部児童学科の収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	収 容 定 員		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度
人間生活学部	児 童 学 科		120人	240人	360人
		児童学専攻	180人	120人	60人
		児童教育専攻	180人	120人	60人

附 則

- 1 本学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、別表Ⅲの2の「教育課程・特別活動の研究」を「教育課程論」「特別活動の指導法」とする授業科目の改正については、平成18年度入学生から適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、別表Ⅱの2の文学部日本語日本文学科学科科目で新たに開講する授業科目は、平成20年度以前の入学生についても履修することができる。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Ⅲの2に規定する授業科目の「総合的学習教育法」及び「外国語活動教育法」については、平成20年度入学生から、並びに改正後の別表Vに規定する授業科目の「教職特講Ⅰ」、「教職特講Ⅱ」及び「教職特講Ⅲ」については、平成21年度以前の入学生についても履修することができる。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第27条第1項第2号、第2項及び第3項の規定、別表Iの授業科目「人材育成論」、別表IIの3の授業科目「社会研究総合」並びに別表IIIの2の授業科目「保育・教育基礎実習」及び「保育・教育インターナンシップ」については、平成23年度在学生からこれを適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表VIの2及び別表VIIに規定する授業科目については、平成23年度以前の入学生についても履修することができる。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表VIの2に規定する授業科目「情報資源組織演習Ⅰ」及び「情報資源組織演習Ⅱ」については、平成24年度入学生からこれを適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Iに規定する授業科目「選択英語G」、「選択英語H」、「選択英語I」及び「選択英語J」については、平成26年度以前の入学生についても履修することができる。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表IIの3の授業科目「現代社会学特講IV」、「社会史特講V」及び「社会史特講VI」については、平成28年度以前の入学生についても履修することができる。なお、これによる場合は、各入学年度の学則別表IIの3の学科関連科目として適用する。

また、改正後の別表IIIの1の授業科目「食生活論」、「食経営論」、「食政策論」、「比較食文化論」については、平成28年度以前の入学生についても履修することができる。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Iに規定する授業科目「ことばと社会」並びに別表IIIの1の授業科目「メディア戦略論」、「広告論」及び「マーケティングコミュニケーション論」については、平成29年度以前の入学生についても履修することができる。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第45条及び改正後の別表Iに規定する授業科目「共生と文化を考える」については、平成30年度以前の入学生についてもこれを適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の第45条及び第46条については、令和元年度以前入学生についてもこれを適用する。また、改正後の別表Iに規定する授業科目「言語学」並びに別表VIIに規定する授業科目「生涯学習支援論I」、「生涯学習支援論II」、「社会教育経営論I」、「社会教育経営論II」、「社会教育実践演習」及び「地域創生論」については、令和元年度以前の入学生についても履修することができる。
- 3 別表Xの改正については、令和2年度入学生からこれを適用する。

附 則

- 1 本学則第34条の2第4項の改正は、令和2年5月14日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表Iに規定する授業科目「キリスト教学XIV」、「キリスト教学XV」、「キリスト教学XVI」、「法律学I」、「法律学II」、「キャリアデザイン基礎」及び「キャリアデザイン発展」については、令和2年度以前の入学生についてもこれを適用する。
- 3 改正後の第11条の規定に係わらず、令和3年度以降の文学部 英語英文学科、日本語

日本文学科、現代社会学科、人間生活学部 人間生活学科、児童学科の収容定員は次の表のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
文学部	英語英文学科	330人	340人	350人
	日本語日本文学科	250人	260人	270人
	現代社会学科	250人	260人	270人
人間生活学部	人間生活学科	290人	300人	310人
	児童学科	490人	500人	510人

附 則

- 1 本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附則

- 1 本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第11条の規定にかかわらず、令和6年度以降の国際文化学部国際文化学科、情報デザイン学部情報デザイン学科の収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
国際文化学部	国際文化学科	100人	200人	300人
情報デザイン学部	情報デザイン学科	90人	180人	270人

別表 1

文学部における人材育成等の目的

本学部は、本学のキリスト教精神に基づく教育理念を踏まえて、言語文化をはじめとする人間の文化的営為の研究を通して、人間について広くかつ深く洞察することを目指す。

当該学部は、次代を担う学生に対して、人間の文化的営為の考察結果を伝達することによって、人間を考察する豊かな知性と感性を備え、社会を背負って立つ卒業生を送り出すことに努める。

文学部各学科における人材育成等の目的

英語英文学科	本学のキリスト教精神に基づく教育理念を踏まえて、英語運用能力の向上とともに、英米文学、英語学・言語学及び国際コミュニケーションまた関連分野の学問を学修・研究し、さらに一般教養も身につける。それによって、自他双方の人生を豊かにする学生個々人の全人的人格形成をはかり、それを通して国内外において社会に貢献できる有為な人材を育成する。
日本語日本文学科	「ことば」の様々な側面を、日本語を核とする日本文化全体の視野から見つめ直すことを目標とする。具体的には、日本語・日本文学や、書道・国語教育などの言語文化の研究を行なう。それらの研究を通して、問題意識を高め、資料を用いた論理的な方法によって課題探求をし、柔軟な思考力と判断力を養う。それによって、自らの内面と「ことば」を磨き、発信のできる人材の育成を目指す。
現代社会学科	現代社会の諸現象が生起する仕組みを分析する社会学と、人間社会がここに至った過程を研究する歴史学を方法的支柱として、多方面から社会を考察する力を養う。社会学的方法と歴史学的方法をあわせ学ぶことで人間社会の過去と現在とにわたる幅広い視野を獲得すると同時に、履修コース制によっていずれかの学問領域について深く研鑽することを求め、社会に関する広汎な学識と専門性を兼ね備えた人材の育成を目指す。

別表 2

人間生活学部における人材育成等の目的

本学部は、本学のキリスト教精神に基づく教育理念を踏まえて、「人間生活」に関する科学的考察と「人間らしい生活」の実現を目指す価値的考察との学際的統合を研究・教授する。高度の専門的知識を持ちつつも、なお広い視野と思考の柔軟性を失うことなく、知識の背後にある人格価値を知り、かつ他者的人格価値に共感できる感受性豊かな人材を育成する。

人間生活学部各学科における人材育成等の目的

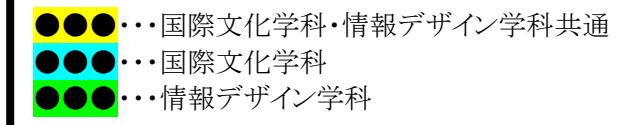
人間生活学科	本学の教育理念であるキリスト教精神に基づいたリベラル・アーツ・カレッジとしての位置づけを踏まえ、「人間中心の生活学」を総合的な視点から教授研究することを学科の目的とする。人間・福祉・経営・経済、生活・環境といった広い分野の有機的連携のもとに、人間性に満ちた、幅広い教養を持ちつつ、専門性を併せ持った人材の育成を目指す。
児童学科	学科の英文名称、Department of Child Welfare の示すように、子どもたちの幸福(welfare)に資するよう、心理、医学、福祉、教育、文化、芸術等の領域から多角的な視野で子どもを理解し、子どもの成長・発達を援助できる人材の育成を目的とする。併せて、自ら考え、主体的・自発的に行動し、高いコミュニケーション能力を備えた人材の養成も目的である。このような専門性と豊かな人間性を備えたうえで、幼稚園、小学校、特別支援学校の教員免許及び保育士資格等の取得を通して、社会の要請に応え、地域に貢献する。
食品栄養学科	生活習慣病をはじめとする疾病的予防や治療、あるいは児童・生徒の栄養管理や栄養教育の推進に資する管理栄養士及び栄養教諭の養成を教育上の目的とする。食に関する高度な専門知識や技術はもとより、自らの専門分野をさまざまな角度から見つめ、「人間の栄養学」を真に理解することのできる高い知性と教養を培う。キリスト教的価値観と全人の人間形成を基盤に、人間性を備えた総合力のある管理栄養士や栄養教諭の育成を目指す。

別表3
国際文化学部国際文化学科における人材育成等の目的

本学部は、本学のキリスト教精神に基づく教育理念を踏まえて、グローバル社会を分析対象とする諸理論の基本と諸地域の実態を、学際的手法によって講究するとともに、表象文化の学びを通じて日本文化を深く理解して自らのアイデンティティを確立し、グローバルな思考と視座から、社会情報系科目の学びを活用して社会の諸問題をグローカルに改善・解決し、社会の平和と持続的な発展に貢献する人材の育成を目指す。

別表4
情報デザイン学部情報デザイン学科における人材育成等の目的

本学部は、本学のキリスト教精神に基づく教育理念を踏まえて、ITリテラシと情報倫理、情報技術およびデータ分析技術の専門知識を身につけ、次世代のITシステムの構築・利用の基盤技術を修得し、情報学やデータサイエンスの文系理系の枠組みを超えた視点で社会の諸問題を捉え、インターネットやデータ分析を活用した多様なアプローチで問題の改善・解決に取り組み、社会の安全で持続的な発展に貢献する人材の育成を目指す。



別表 I 全学共通科目

		特別演習中国語 I 特別演習中国語 II 特別演習日本語 II	1 1 1		
	健 康 科 目	心と体の健康論 体育実技 I 体育実技 II 体育実技 III	2 1 1 1		
自立力育成科目	A 群	わたしたちの社会と経済 わたしたちの社会と政治 わたしたちの社会と法 わたしたちの社会と科学 ことばと社会 インクルーシブを考える キャリアデザイン基礎 キャリアデザイン発展	2 2 2 2 2 2 2 2		
	B 群	ボランティア実践A ボランティア実践B 日本語表現A 日本語表現B 日本語表現C 日本語表現D 日本語表現E 「いのち」と「くらし」の倫理 ディスカッションから社会を考える 女性の自立を考える 共生と文化を考える 自立力育成ゼミ I 自立力育成ゼミ II 自立力育成ゼミ III 自立力育成ゼミ IV 自立力育成ゼミ V 自立力育成ゼミ VI 自立力育成ゼミ VII 自立力育成ゼミ VIII	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	情 報 科 目	情報メディア演習	2		

別表 IIの1
文学部 英語英文学科 学科科目

科 目 区 分	授 業 科 目	履修単位	備 考
基 础 科 目	Active English I Active English II Communicative English I Communicative English II 英文法 I 英文法 II Foundation Seminar I	1 1 1 1 2 2 2	

	Foundation Seminar II	2	
	Independent Study I A	1	
	Independent Study I B	1	
専 攻 科 目	英米文学概論 I	2	
	英米文学概論 II	2	
	英國文学史 I	2	
	英國文学史 II	2	
	米国文学史 I	2	
	米国文学史 II	2	
	西洋現代文学概論 I	2	
	西洋現代文学概論 II	2	
	英米文学研究 I A	2	
	英米文学研究 I B	2	
	英米文学研究 II A	2	
	英米文学研究 II B	2	
	英米文学研究 III A	2	
	英米文学研究 III B	2	
	英米文学研究 IV A	2	
	英米文学研究 IV B	2	
	英米文学研究 V A	2	
	英米文学研究 V B	2	
	英米文学研究 VI A	2	
	英米文学研究 VI B	2	
	聖書文学 I	2	
	聖書文学 II	2	
	英米文学講読 I	2	
	英米文学講読 II	2	
	英米文学演習 I	2	
	英米文学演習 II	2	
英語学	英語学概論 I	2	
	英語学概論 II	2	
	英語史 I	2	
	英語史 II	2	
	現代言語学概論 I	2	
	現代言語学概論 II	2	
	英語音声学	2	
	英語学・言語学研究 I A	2	
	英語学・言語学研究 I B	2	
	英語学・言語学研究 II A	2	
	英語学・言語学研究 II B	2	
	英語学・言語学研究 III A	2	
	英語学・言語学研究 III B	2	
	英語学・言語学研究 IV A	2	
	英語学・言語学研究 IV B	2	
	英語学・言語学研究 V A	2	
	英語学・言語学研究 V B	2	
	英語学・言語学研究 VI A	2	
	英語学・言語学研究 VI B	2	

	英語学講読 I	2	
	英語学講読 II	2	
	英語学・言語学演習 I	2	
	英語学・言語学演習 II	2	
国際コミュニケーション	General Introduction to International Communication I	2	
	General Introduction to International Communication II	2	
	International Communication IA	2	
	International Communication IB	2	
	International Communication II A	2	
	International Communication II B	2	
	International Communication III A	2	
	International Communication III B	2	
	International Communication Research IA	2	
	International Communication Research IB	2	
	International Communication Research II A	2	
	International Communication Research II B	2	
	International Communication Research III A	2	
	International Communication Research III B	2	
	Practical Communication IA	2	
	Practical Communication IB	2	
	Practical Communication II A	2	
	Practical Communication II B	2	
	Practical Communication III A	2	
	Practical Communication III B	2	
	Media Literacy I	2	
	Media Literacy II	2	
	Business English I	2	
	Business English II	2	
	English for Study Abroad I	2	
	English for Study Abroad II	2	
	International Communication Seminar I	2	
	International Communication Seminar II	2	
発展英語	Independent Study II A	1	
	Independent Study II B	1	
	Interactive English I	2	
	Interactive English II	2	
	Advanced English I	1	
	Advanced English II	1	
	英語 I	1	
	英語 II	1	
	英語 III	1	
	英語 IV	1	

	English Writing I	2	
	English Writing II	2	
	English Writing III	2	
	English Writing IV	2	
異文化理解	異文化理解 I	2	
	異文化理解 II	2	
	卒業論文	6	
学科関連科目	比較文学概論 I	2	
	比較文学概論 II	2	
	実験音声学 I	2	
	実験音声学 II	2	
	英語科教育法 I	2	
	英語科教育法 II	2	

別表 IIの2
文学部 日本語日本文学科 学科科目

科 目 区 分	授 業 科 目	履 修 单 位	備 考
基 础 科 目	古典文学基礎演習 近文学基礎演習 日本語学基礎演習 古典文学入門 日本語学概論 I 日本語学概論 II 日本文学概論 I 日本文学概論 II 日本語史 I 日本語史 II 日本文学史 I 日本文学史 II 日本語音声学 I 日本語音声学 II 日本語文法論 I 日本語文法論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
日 本 文 学	古代文学特講 I 古代文学特講 II 古代文学特講 III 古代文学特講 IV 中世文学特講 I 中世文学特講 II 中世文学特講 III 中世文学特講 IV 近世文学特講 I 近世文学特講 II 近世文学特講 III 近世文学特講 IV 近代文学特講 I	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
専 攻 科 目			

	近代文学特講 II	2	
	近代文学特講 III	2	
	近代文学特講 IV	2	
	近代文学特講 V	2	
	近代文学特講 VI	2	
	古代文学講読 I	2	
	古代文学講読 II	2	
	古代文学講読 III	2	
	古代文学講読 IV	2	
	中世文学講読 I	2	
	中世文学講読 II	2	
	中世文学講読 III	2	
	中世文学講読 IV	2	
	近世文学講読 I	2	
	近世文学講読 II	2	
	近世文学講読 III	2	
	近世文学講読 IV	2	
	近代文学講読 I	2	
	近代文学講読 II	2	
	近代文学講読 III	2	
	近代文学講読 IV	2	
	近代文学講読 V	2	
	近代文学講読 VI	2	
	古代文学演習 I	2	
	古代文学演習 II	2	
	古代文学演習 III	2	
	古代文学演習 IV	2	
	中世文学演習 I	2	
	中世文学演習 II	2	
	中世文学演習 III	2	
	中世文学演習 IV	2	
	近世文学演習 I	2	
	近世文学演習 II	2	
	近世文学演習 III	2	
	近世文学演習 IV	2	
	近代文学演習 I	2	
	近代文学演習 II	2	
	近代文学演習 III	2	
	近代文学演習 IV	2	
	近代文学演習 V	2	
	近代文学演習 VI	2	
日本語学			
日本語学特講 I		2	
日本語学特講 II		2	
日本語学特講 III		2	
日本語学特講 IV		2	
日本語学講読 I		2	
日本語学講読 II		2	
日本語学講読 III		2	

別表 II の3

文学部 現代社会学科 学科科目

	社会史特講V 史料講読I 史料講読II 史料講読III 社会史演習	2 4 4 4 4	
共 通	地理学概論 人文地理学 自然地理学 地誌学I 地誌学II 文化人類学	2 2 2 2 2 2	
	卒業論文	6	
学科関連科目	哲学基礎 行政法 社会法 経済学基礎 社会倫理学 社会・地歴科教育法I 社会・地歴科教育法II 社会・公民科教育法I 社会・公民科教育法II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

別表 IIIの1
人間生活学部 人間生活学科 学科科目

科目区分	授 業 科 目	履修単位	備 考
基礎 科 目	人間福祉学概論 経営経済学概論 生活環境学概論 人間生活学基礎研究I 人間生活学基礎研究II	2 2 2 2 2	
	人間生活学演習IA 人間生活学演習IB 人間生活学演習IIA 人間生活学演習IIB 社会福祉学I 高齢者福祉論 障害者福祉論 生活経営学 被服学I 調理学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
人 間 福 祉 学	人間関係学I 人間関係学II 家族関係学 女性学 社会倫理学 家族社会学	2 2 2 2 2 2	

別表 IIIの2
人間生活学部 児童学科 学科科目

科目区分	授業科目	履修単位	備考
基礎科目	総合演習 I	2	
	総合演習 II	2	
	心理学概論	2	
	特別支援教育基礎論	2	
	教育原理	2	
	児童文化論 I	2	
	音楽基礎	2	
	美術基礎	2	
専攻科目	児童学演習 I	2	
	児童学演習 II	2	
	心理学実験演習 I	2	
	心理学実験演習 II	2	
	心理教育統計	2	
	言語心理学	2	
	基礎心理学特講	2	
	児童臨床心理学(心理学的支援法)	2	
	福祉心理学	2	
	社会心理学	2	
	心理学特講 I	2	
	心理学特講 II	2	
	子どもの観察研究法	2	
	小児の健全育成	2	
	小児医学	2	
	児童福祉学	2	
	社会福祉学	2	
	児童教育学特講 I	2	
	児童教育学特講 II	2	
	児童教育学特講 III	2	
	児童文化論 II	2	
	児童文化論 III	2	
	児童文学	2	
	ピアノ演習 I	2	
	ピアノ演習 II	2	
	声楽演習 I	2	
	声楽演習 II	2	
	絵画 I	1	
	絵画 II	1	
	絵画 III	1	
	表現と鑑賞の美術	1	
	彫塑	1	

	子どもと健康	1	
	子どもと人間関係	1	
	子どもと環境	1	
	子どもと言葉	1	
	子どもと表現	2	
	国語 I	2	
	国語 II	2	
	書道	2	
	社会	2	
	算数	2	
	理科	2	
	生活	2	
	音楽 I	2	
	音楽 II	2	
	音楽 III	2	
	音楽 IV	2	
	造形 I	2	
	造形 II	2	
	家庭	2	
	体育	2	
	小学校英語	2	
	教職基礎論	2	
	教育思想史	2	
	教育・学校心理学	2	
	発達心理学 I	2	
	発達心理学 II	2	
	青少年問題	2	
	学校経営論	2	
	教育法規	2	
	家庭教育	2	
	特別支援教育の視点と教科指導	2	
	教育課程論	2	
	国語科指導法	2	
	社会科指導法	2	
	算数科指導法	2	
	理科指導法	2	
	生活科指導法	2	
	音楽科指導法	2	
	図画工作科指導法	2	
	家庭科指導法	2	
	体育科指導法	2	
	小学校英語科指導法	2	
	道徳教育の理論と方法	2	
	総合的な学習の時間の指導法	2	
	特別活動の指導法	2	
	教育方法論	1	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1	
	教育課程の理論と方法	2	

書写を含む

	モンテッソーリ教育理論	2	
	モンテッソーリ教育実習Ⅰ	2	
	モンテッソーリ教育実習Ⅱ	2	
	保育・教育基礎実習	1	
	保育・教育インターンシップ	1	
	インクルーシブインターンシップ	1	
	卒業論文	6	

別表 IIIの3
人間生活学部 食品栄養学科 学科科目

科目区分	授業科目	履修単位	備考
基礎科目	基礎化学	2	
	栄養学基礎演習	2	
	栄養学応用演習 I	2	
	栄養学応用演習 II	2	
専攻科目	公衆衛生学	2	
	社会福祉概論	2	
	健康情報管理論	2	
	健康情報管理論実習	1	
	解剖生理学 I	2	
	解剖生理学 II	2	
	解剖生理学 III	2	
	解剖生理学実験 I	1	
	解剖生理学実験 II	1	
	生化学 I	2	
	生化学 II	2	
	生化学実験	1	
	病理学	2	
	臨床医学 I	2	
	臨床医学 II	2	
	臨床情報管理実習	1	
	微生物学	2	
	生体防御論	2	
	生体防御論実験	1	
	食品学 I	2	
	食品学 II	2	
	食品学実験	1	
	食品衛生学 I	2	
	食品衛生学 II	2	
	食品衛生学実験	1	
	調理学	2	
	調理学実習 I	1	
	調理学実習 II	1	
	管理栄養士論	2	
	基礎栄養学	2	
	基礎栄養学実習	1	
	応用栄養学 I	2	

応用栄養学Ⅱ	2	
応用栄養学Ⅲ	2	
応用栄養学実習	1	
栄養教育論Ⅰ	2	
栄養教育論Ⅱ	2	
栄養教育論Ⅲ	2	
栄養教育論実習	1	
臨床栄養学Ⅰ	2	
臨床栄養学Ⅱ	2	
臨床栄養学Ⅲ	2	
臨床栄養学Ⅳ	2	
臨床栄養学実習Ⅰ	1	
臨床栄養学実習Ⅱ	1	
臨床栄養学実習Ⅲ	1	
公衆栄養学Ⅰ	2	
公衆栄養学Ⅱ	2	
公衆栄養学実習	1	
給食経営管理論Ⅰ	2	
給食経営管理論Ⅱ	2	
給食経営管理論実習Ⅰ	1	
給食経営管理論実習Ⅱ	1	
臨地実習事前事後指導Ⅰ	1	
臨地実習事前事後指導Ⅱ	1	
臨地実習事前事後指導Ⅲ	1	
臨地実習事前事後指導Ⅳ	1	
栄養学総合演習	1	
臨地実習Ⅰ	2	校外実習
臨地実習Ⅱ	1	校外実習
臨地実習Ⅲ	1	校外実習
臨地実習Ⅳ	1	校外実習
臨地実習Ⅴ	1	校外実習
臨地実習Ⅵ	1	校外実習
臨地実習Ⅶ	1	校外実習
健康の保持・増進Ⅰ	2	
健康の保持・増進Ⅱ	2	
健康の保持・増進Ⅲ	2	
健康の保持・増進Ⅳ	2	
健康の保持・増進Ⅴ	2	
健康の保持・増進Ⅵ	2	
学校栄養教育論Ⅰ	2	
学校栄養教育論Ⅱ	2	
卒業論文	6	

別表 IV
キリスト教文化研究所開講科目

科 目 名	授 業 科 目	履修単位	備 考
キリスト教文化研究所 開講科目	キリスト教思想特講Ⅰ	2	
	キリスト教思想特講Ⅱ	2	
	キリスト教文化特講Ⅰ	2	
	キリスト教文化特講Ⅱ	2	
	キリスト教文学特講Ⅰ	2	
	キリスト教文学特講Ⅱ	2	
	キリスト教文学演習Ⅰ	2	
	キリスト教文学演習Ⅱ	2	

別表 V 教職に関する科目

科 目 名	授 業 科 目	履修単位	備 考
教職に関する科目	教職基礎	2	
	教育原理	2	
	教育心理学	2	
	発達心理学	2	
	学校経営論	2	
	特別支援教育基礎論	2	
	教育課程論	2	
	英語科教育法 A	2	
	英語科教育法 B	2	
	情報科教育法 I	2	
	情報科教育法 II	2	
	英語科指導法演習 I	2	
	英語科指導法演習 II	2	
	国語科指導法演習 I	2	
	国語科指導法演習 II	2	
	社会科指導法演習 I	2	
	社会科指導法演習 II	2	
	家庭科指導法演習 I	2	
	家庭科指導法演習 II	2	
	英語科指導法演習 A	2	
	英語科指導法演習 B	2	
	情報科指導法演習 I	2	
	情報科指導法演習 II	2	
	道徳教育の理論と方法	2	
	総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2	
	教育方法論(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2	
	生徒指導及び進路指導・キャリア		

	ア教育の理論と方法	2	
	生徒指導論	2	
	教育相談	2	
	中等教育実習事前事後指導	1	
	中等教育実習 I	4	
	中等教育実習 II	2	
	栄養教育実習事前事後指導	1	
	栄養教育実習	1	
	教職実践演習(中・高)	2	
	教職実践演習(栄養教諭)	2	
	介護等体験の理論	1	
	介護等体験の実践	1	
	教職特講 I	2	
	教職特講 II	2	
	教職特講 III	2	

別表 VI

学校図書館司書教諭に関する科目

科 目 名	授 業 科 目	履修単位	備 考
学校図書館司書教諭に関する科目	学校経営と学校図書館	2	
	学校図書館メディアの構成	2	
	学習指導と学校図書館	2	
	読書と豊かな人間性	2	
	情報メディアの活用	2	

別表 VIの2

図書館に関する科目

科 目 名	授 業 科 目	履修単位	備 考
図書館に関する科目	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	
	児童サービス論	2	
	情報サービス演習 I	1	
	情報サービス演習 II	1	
	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習 I	1	
	情報資源組織演習 II	1	
	図書館サービス特論	2	
	図書・図書館史	2	
	図書館施設論	2	

別表VII 削除

別表 VIII
博物館に関する科目

科 目 名	授 業 科 目	履修単位	備 考
博物館に関する科目	生涯学習概論	2	
	博物館概論	2	
	博物館経営論	2	
	博物館資料論	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館展示論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	博物館教育論	2	
	博物館実習	3	

別表 IX
日本語教員養成課程に関する科目

科 目 名	授 業 科 目	履修単位	備 考
日本語教員養成課程に関する科目	日本語教授法 I A	2	
	日本語教授法 I B	2	
	日本語教授法 II A	2	
	日本語教授法 II B	2	
	日本語教育実習事前事後指導 I	2	
	日本語教育実習事前事後指導 II	1	
	日本語教育実習	1	

別表 X
学費の額

学費の種類	学部学生	聴講生	科目等履修生	研究生
入学金	200,000			
登録料			50,000	50,000
授業料	710,000			
施設・設備費	200,000			
聴講料		10,000		
受講料			17,000	
研究費				250,000

- 1 入学検定料は、30,000 円とし、聴講生、科目等履修生及び研究生の検定料は、20,000 円とする。
 2 聴講料及び受講料は、1 単位についての額を示す。
 3 教育充実費その他の納入金については、別に定める。

別表 XI
国際文化学部 国際文化学科 学科科目

科 目 区 分		授 業 科 目	履修単位	備 考
基礎科目	専門基礎科目	基礎演習 グローバル社会論基礎 多文化共生論基礎 Intensive English 導入演習 表象文化論基礎	2 2 2 2 2 2	
	情報系基礎科目	ICT リテラシー 統計学基礎	2 2	
専攻科目	グローバル社会系科目	国際法 国際関係論 平和学 国際経済法 国際社会学	2 2 2 2 2	
		グローバル化と人の移動 多文化共生論 文化人類学 言語文化論 華僑華人論 ジェンダーと平等・差異 多文化共生政策	2 2 2 2 2 2	
		岡山学 身体表象論 日本文化論 メディア論 日本近代美術史 宗教人類学 日英比較文学史 文学と芸術	2 2 2 2 2 2 2 2	
		近現代の日本 近現代の中国 近現代の欧米 近現代の韓国朝鮮 近現代の東南アジア アジア経済史 国際地域情報 I	2 2 2 2 2 2 2	
		国際地域情報 II 国際地域情報 III 国際地域情報 IV 国際地域情報 V 国際地域情報 VI 国際地域情報 VII 国際地域情報 VIII 国際地域情報 IX	2 2 2 2 2 2 2 2	
	グローバルスタディーズ科目	近現代の日本 近現代の中国 近現代の欧米 近現代の韓国朝鮮 近現代の東南アジア アジア経済史 国際地域情報 I	2 2 2 2 2 2 2	
		国際地域情報 II 国際地域情報 III 国際地域情報 IV 国際地域情報 V 国際地域情報 VI 国際地域情報 VII 国際地域情報 VIII 国際地域情報 IX	2 2 2 2 2 2 2 2	
		近現代の日本 近現代の中国 近現代の欧米 近現代の韓国朝鮮 近現代の東南アジア アジア経済史 国際地域情報 I	2 2 2 2 2 2 2	
		国際地域情報 II 国際地域情報 III 国際地域情報 IV 国際地域情報 V 国際地域情報 VI 国際地域情報 VII 国際地域情報 VIII 国際地域情報 IX	2 2 2 2 2 2 2 2	
		近現代の日本 近現代の中国 近現代の欧米 近現代の韓国朝鮮 近現代の東南アジア アジア経済史 国際地域情報 I	2 2 2 2 2 2 2	

別表 XII
情報デザイン学部 情報デザイン学科 学科科目

	機械学習	2	
社会科学系	ミクロ経済学	2	
	社会経済データ論	2	
	企業データ論	2	
	計量経済分析	2	
	マーケティング概論	2	
	マーケティングリサーチ	2	
演習系	Problem-based Learning I	2	
	Problem-based Learning II	2	
	研究演習 I	2	
	研究演習 II	2	
	卒業研究	6	
国際文化系	国際法	2	
	国際関係論	2	
	平和学	2	
	国際経済法	2	
	国際社会学	2	
	総合ベトナム語 I	2	
	総合ベトナム語 II	2	
	Intensive English	2	
	English Presentation	2	
	Practical English	2	

履修規程別表						
(国際文化学部国際文化学科)		授業科目	卒業に必要な最低修得単位数		備考	
全学共通科目	科目区分		人間論	2	原則としていずれか1か国語で6単位を修得すること B群「ボランティア実践A, B」及び「自立力育成ゼミ I ~VII」は重ねて履修することができる。	
	キリスト教科目		キリスト教学 I ~ XVI	4		
	教養科目			4		
	外国語科目		英語 IA、IB、IIA、IIIA	4		
			上記以外の外国語科目	6		
	健康科目		心と体の健康論	2		
			体育実技 I ~ III	1		
	自立力育成科目	A群		2		
		B群		2		
	情報科目					
学科科目	基礎科目		基礎演習	2	124	
			導入演習	2		
			グローバル社会論基礎	2		
			多文化共生論基礎	2		
			表象文化論基礎	2		
			Intensive English	2		
			ICTリテラシ	2		
			統計学基礎	2		
	グローバルスタディーズ科目	コア科目	グローバル社会系科目	4		
			多文化共生系科目	4		
			表象文化系科目	4		
		近現代の日本				
		近現代の中国				
		近現代の欧米				
		近現代の韓国朝鮮				
		近現代の東南アジア				
		アジア経済史				
		国際地域情報 I ~ IX	6			
専攻科目	実践外国語科目		体験実習科目		78	
			英語展開科目	6		
			Practical English	2		
			English Presentation			
			英語学概説			
			上記以外の実践外国語科目			
			研究演習 I	2		
			研究演習 II	2		
			卒業研究	4		
	社会情報系科目		情報数学 II	2	10単位まで卒業要件単位とすることができます。	
			情報数学 III			
			プログラミング入門 I			
			プログラミング入門 II			
			プログラミング演習			
			統計学 II			
			地理情報システム			
			データハンドリング			
他学科の学科科目	他学科の学科科目		ミクロ経済学	2	他学科開放の指定を受けた科目	
	キリスト教文化研究所開講科目		企業データ論			
			マーケティング概論			
			計量経済分析			
	教職に関する科目				履修は教職課程履修者に限る。	

履修規程別表					
(情報デザイン学部情報デザイン学科)					
科目区分		授業科目	卒業に必要な最低修得単位数		備考
全学共通科目	キリスト教科目	人間論	2	30	B群「ボランティア実践A, B」及び「自立力育成ゼミ I ~VIII」は重ねて履修することができる。
		キリスト教学 I ~ XVI	4		
	教養科目		4		
	外国語科目	英語 IA、IB、IIA、IIB、IIIA、IIIB、IVA、IVB	8		
		上記以外の外国語科目			
	健康科目	心と体の健康論	2		
		体育実技 I ~ III	1		
		上記以外の健康科目			
	自立力育成科目	A群	2		
		B群	2		
情報科目					
学科科目	基礎科目	情報数学 I	2	124	国際文化系科目は10単位まで卒業要件とすることができる。 他学科開放の指定を受けた科目 履修は教職課程履修者に限る。
		情報数学 II	2		
		情報数学 III	2		
		アカデミックスキル	2		
		ICTリテラシ	2		
		デジタル社会と倫理	2		
		プログラミング演習	2		
		上記以外の基礎科目			
	専門科目	実践プログラミング	2		
		データ構造とアルゴリズム	2		
		コンピューターアーキテクチャ	2		
		システムソフトウェア	2		
	情報系	情報システム入門	2		
	データ系	データ解析入門	2		
	社会科学系				
	演習系	Problem-based Learning I	2		
		Problem-based Learning II	2		
		研究演習 I	2		
		研究演習 II	2		
		卒業研究	6		
	国際文化系		4		
		上記以外の専門科目			
他学科の学科科目					
キリスト教文化研究所開講科目					
教職に関する科目					